

令和4年度第1回
神戸市屋外広告物審議会
審議資料

(地上広告物の今後のあり方について)

令和4年11月18日

神戸市

(資 料 一 覧)

【審議事項】屋外広告物の今後のあり方について	……………P. 2
(別紙1) 地上広告物の状況	……………P. 5
(別紙2) 他政令指定都市の状況	……………P. 8
(別紙3) 兵庫県・近隣市の状況	……………P. 9
(別紙4) 兵庫県(宍粟市) 広告景観モデル地区資料	……………P. 10
兵庫県屋外広告物の規制内容(野立看板等)	……………P. 11

地上広告物の今後のあり方について

1. 本市の景観施策

- ・神戸市では、全国に先駆けて昭和 53 年 10 月に「神戸市都市景観条例」を制定し様々な景観施策を推進、昨年 12 月には、都市景観条例を全面改正するなど社会潮流の変化をとらえながら景観施策に取り組んでいる。
- ・都市景観は、自然をはじめ建物や道路、街路樹など様々な要素によって構成され、屋外広告物も、こうした都市景観を構成する重要な要素の一つとなっている。
- ・昭和 31 年に制定された神戸市屋外広告物条例も、屋外広告物法及び他の法令の改正、時代の潮流に合わせて関連事項の整理を行っている。

2. 本市の状況

- ・現在、本市では、都市ブランドの向上と人口誘因につなげるプロジェクトとして「リノベーション・神戸」に取り組んでおり、その一つとして、地域の佇まいや雰囲気的印象付ける「顔」となる重要な空間である主要鉄道駅の駅前空間の再整備を行っている。
- ・一方、車を利用する訪問者にとっては、高速道路のインターチェンジ周辺は、市の玄関口として最初に目に触れる場所であり、神戸のイメージや魅力の向上に影響を及ぼす重要な空間である。
- ・しかしながら、緑豊かな郊外部の一部では、周辺の自然環境に対して大きく派手な色彩の看板が目立つとともに看板の乱立が散見されるという市民からの声も寄せられている。 【別紙 1】

3. 現在の地上広告物（野立て看板）の許可基準

屋外広告物条例施行規則で定める基準				景観条例(景観計画)で定める基準
高さ		表示面積		色彩・配置
住居系地域	商工系地域	住居系地域	商工系地域	すべての広告物
10m以下	15m以下	10㎡以下	30㎡以下	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ集約し、必要最小限の大きさ、個数とする。 ・形状や色彩等の意匠に配慮し、秩序ある景観形成を図る。

4. 他都市の状況

- (1) 他の政令指定都市 【別紙 2】
- (2) 兵庫県・近隣市 【別紙 3】

5. 他都市事例紹介

○兵庫県

宍粟市山崎町インターチェンジ周辺地区広告景観モデル地区（平成10年4月1日指定） 【別紙4】

広域幹線と地域間幹線の結節点であり、宍粟市の顔となる山崎インターチェンジ周辺地区を広告景観モデル地区に指定し宍粟市の玄関口としてふさわしい良好な広告景観形成を推進。

[基本方針]

宍粟市山崎町インターチェンジ周辺地区は、中国自動車道山崎インターチェンジから、宍粟市各方面へ通じる幹線道路の沿道地区であり、周辺には播磨科学公園都市、播磨空港、しそ森林王国拠点エリア、中国横断自動車道（仮称）山崎ジャンクション等が計画されており、しそ森林王国の玄関口、また、宍粟市の顔となる場所である。

また、本地区は城下町としての形態を今にとどめつつ、背景の豊かな自然の緑や水の景観の広がりのなか、都市の核にふさわしい良好な市街地環境の創造と、広域幹線と地域間幹線の結節点となる流通拠点としての形成が期待されている。

これら地域の振興、自然と歴史の調和を踏まえ、玄関口としてふさわしい良好な広告景観形成を推進する。

[IC周辺地区の基準（抜粋）]

項目	広告景観形成基準
建植広告等	1 高さは5mを標準とする。 2 案内誘導広告が複数掲出される場合は集合化を図る。

○静岡市

東静岡駅周辺広告景観整備地区（令和2年4月1日指定）

[基本方針]

現在の景観の維持を図りつつ、より良好な都市景観を創出することを目的とする。

[整備基準（抜粋）]

広告物の種類	道路境界線から壁面線の範囲内に設置する以外のもの
野立て看板	1 高さは10m以下であること 2 表示面積は、1面20㎡以内とし、その合計は40㎡以内であること 3 地中に基礎を設けた堅牢なものであること 4 相互間の距離は、5m以上であること

6. 今後の許可基準のあり方について

広告物等景観保全地区（神戸市屋外広告物条例第8条）

神戸市屋外広告物条例

（広告物等景観保全地区）

第8条 市長は、本市の区域のうち良好な景観を保全し、及び形成するために広告物等を当該区域の特性に応じたものとする必要があると認められる区域を広告物等景観保全地区として指定することができる。

2 市長は、広告物等景観保全地区を指定しようとするときは、当該地区における広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

3 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本構想

(2) 広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

4 市長は、基本方針を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 市長は、広告物等景観保全地区を指定したときは、その旨を公告する。

6 広告物等景観保全地区（第2条各号に掲げる地域又は場所に限る。）内において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

7. 今後の予定

・第2回 屋外広告物審議会

開催時期 令和5年1月（予定）

審議内容 広告物等景観保全地区（案）

・第3回 屋外広告物審議会

開催時期 令和5年2月（予定）

審議内容 広告物等景観保全地区（案）

・パブリックコメント（市民意見公募）

実施時期 令和5年5月～6月（予定）







政令指定都市 屋外広告物（非自家用地上広告物）の許可基準

(別紙2)

都市名	神戸市	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市
適用地域	住居系地域 (市街化調整区域 含む)	市街化調整区域 (案内誘導広告 含む)	市街化調整区域 (案内誘導広告 含む)	市街化調整区域	第1種・2種低住 専以外の地域	市街化調整区域他	市街化区域 市街化調整区域	沿道系許可地域 (市街化調整区域 含む)	市街化区域 市街化調整区域	近商・商業地域以 外の地域
最大面積(1面)	10㎡	3.5㎡ (合計7㎡)	5㎡ (合計10㎡)	6㎡	30㎡ (合計120㎡)	25㎡	100㎡ (合計)	30㎡ (合計)	30㎡	30㎡ (合計) 広告塔1面30㎡
最大高さ	10m	6m	5m	10m	15m	10m	30m	10m	6m	5m 広告塔15m
相互間距離	同一敷地	—	—	—	5m	1m (水平距離)	—	—	—	—
	同一施設を誘導 先とする場合	—	1km	500m	—	—	—	—	—	—
信号機からの距離	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
案内誘導 看板の規 定	有無	—	あり	あり	—	—	—	—	あり	—
	基準	—	高さ6m以下 面積7㎡以下	単独：5㎡以下 複数：10㎡以下	—	—	—	—	高さ3m以下 面積2㎡以内	—

都市名	浜松市	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市	政令市(まとめ)
適用地域	近商・商業地域以 外の地域	住居系地域 (市街化調整区域 含む)	沿道型第6種地域	住居系地域 (重点届出区域以 外)	住居系地域 (市街化調整区域 含む)	第1種・2種低住 専以外の地域	家屋連たん区域 (半径150m内に10 戸以上)以外の区	すべての地域	住居系地域	住居系地域 (市街化調整区域 含む)	
最大面積(1面)	30㎡ (合計) 広告塔1面30㎡	50㎡ (合計)	一本支柱型8㎡ 広告塔10㎡	—	10㎡ (合計20㎡)	25㎡ (合計50㎡)	30㎡	50㎡	20㎡	20㎡ (高さ5m超15 ㎡)	3.5㎡ 1市 5㎡ 1市 6㎡ 1市 10㎡ 3市 20㎡ 2市 25㎡ 2市 30㎡ 6市 50㎡ 2市 100㎡ 1市 規制なし 1市
最大高さ	5m 広告塔15m	10m	一本支柱型10m 広告塔6m	5m 広告塔10m	4m	10m	6m 広告塔10m	10m 広告塔30m	10m	13m	4m~30m (平均15.8m)
相互間距離	同一敷地	—	—	—	—	5m	—	—	—	—	あり 3市 1m 1市 5m 2市
	同一施設を誘導 先とする場合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信号機からの距離	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
案内誘導 看板の規 定	有無	あり	—	—	—	—	あり (当該店舗が主要な道 路に接していない場合 に限る)	—	—	—	あり 5市
	基準	高さ5m以下 面積5㎡以内	—	—	—	—	高さ3m以下 面積2㎡以内	—	—	—	—

県内自治体 屋外広告物（非自家用地上広告物）の許可基準

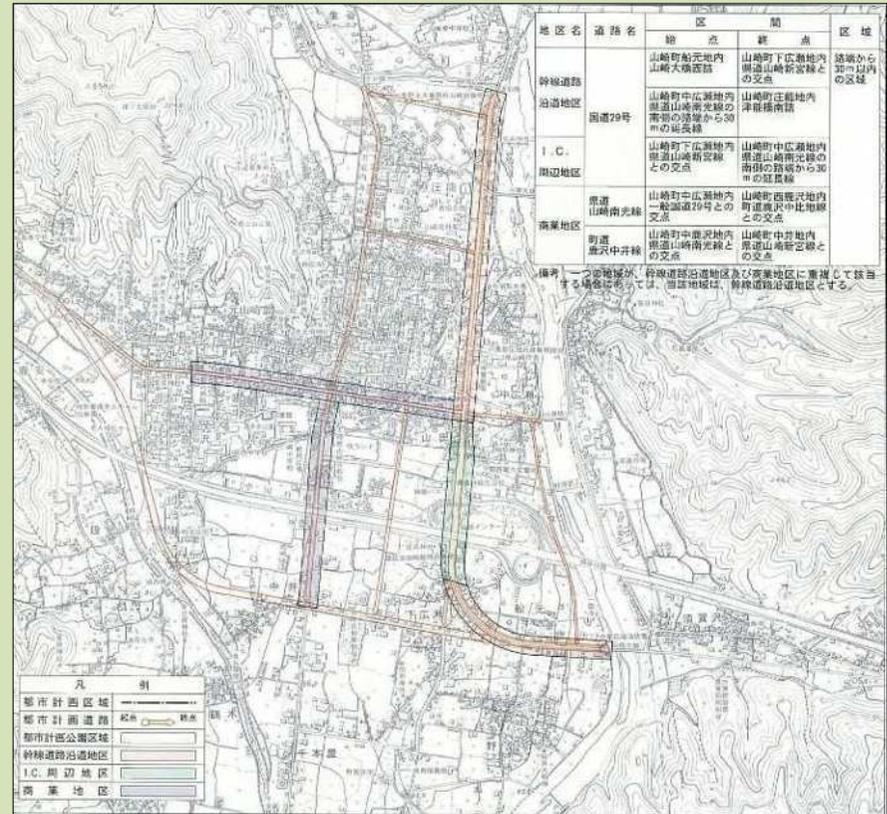
(別紙3)

都市名		神戸市（住居系地域）	兵庫県	尼崎	姫路	芦屋	西宮	明石	豊岡	丹波篠山
最大面積（1面）		10㎡	①広告板：1方向10㎡ （計20㎡） ②広告塔：2方向15㎡ （計30㎡）	県同様	県同様	第1種・2種低住 専以外の地域	県同様	県同様	沿道系許可地域 （市街化調整区域 含）	1方向10㎡ （計20㎡）
最大高さ		10m	①広告板：5m ②広告塔：10m	県同様	5m	5m	県同様	県同様	県同様	5m
相互間距離		—	5m	県同様	県同様	県同様	県同様	県同様	県同様	県同様
信号機からの距離		—	5m	県同様	5m以上（案内図板 を除く）	—	県同様	県同様	県同様	県同様
1敷地あたりの数量		—	—	—	—	2基以下	2基以下	—	—	—
色彩		—	彩度10以上の色数は 2色以下	県同様	彩度10以上の色数 は2色以下（案内 図板を除く）	【禁止色】 各色相で彩度が最 も高い色、明度9 以上の無彩色は禁 止 【アクセント色】 Y・YR・Rで彩度12 以上は1/30の表示 面積まで 【規制色】 全色相で彩度10以 上は2色までかつ 1/5の表示面積ま で 色の組み合わせに 配慮	県同様	県同様	県同様	規制色2色まで （15㎡以上/枚は 面積比50%以下）
案内誘導 看板の規定	有無	—	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり	あり
	(基準)									
	高さ		3m以下 （特にやむを得ない 場合5m以下）	県同様	3m以下 （特にやむを得ない 場合、集合看板 は5m以下）	3m以下 （特にやむを得ない 場合、集合看板 は5m以下）	3m以下	3m以下 （特にやむを得ない 場合、集合看板 は5m以下）	3m以下 （特にやむを得ない 場合、集合看板 は5m以下）	5m以下
	長さ		2m以下	県同様	県同様	—	県同様	県同様	県同様	—
面積		1方向の表示面 ①2㎡以下 ②集合看板は1方向合計 8㎡以下、1施設あた り1方向1㎡以下	県同様	県同様	県同様	2㎡以下	県同様	県同様	1方向10㎡ （計20㎡以下）	

インターチェンジ周辺地区広告景観形成基準

		項目	広告景観形成基準
共通基準	形態		<ul style="list-style-type: none"> 電柱利用広告は禁止とする。 案内図等は建植広告とする。
	位置		<ul style="list-style-type: none"> 道路境界線から道路上にはみ出さない。
	デザイン		<ul style="list-style-type: none"> 広告物のデザインは建物や環境と調和したものとする。 広告物の裏面も景観的な配慮を行う。 けばけばしい色彩の照明は禁止とする。 公共施設の施設名称サインは木質系の素材を使用する。 建植広告の柱、柵を木質系の素材、色彩とし、表示面のデザインは切文字を原則とする。表示面の色彩は高彩度色を原則として用いない。
	その他		<ul style="list-style-type: none"> 十分な維持管理を行う。 簡易広告はイベント時のみとする。
地区別基準	地区名	形態	広告景観形成基準
	幹線道路沿道地区	屋上広告	<ul style="list-style-type: none"> 塔状の広告は避け、横型のものとする。 建物の平均階高を超えない高さ、または高さ5メートル以下とする。 文字・絵は表示面積の2分の1以下とする。 建物の色彩との調和を図るとともに、地色に高彩度色は用いない。
		壁面広告	<ul style="list-style-type: none"> 3階以上に設置する場合は、施設名(店舗名含む)のみとする。 一壁面に3個以下とする。 建物の色彩との調和を図るとともに、高彩度色は2色以下、かつアクセントとしてのみ使用する。
		突出広告	<ul style="list-style-type: none"> 建物端部に1個のみ掲出可能とする。 歩行者向けの広告は2階以下に設置する。
		建植広告等	<ul style="list-style-type: none"> 高さは5メートルを標準とする。 夜間利用、夜間景観の演出を図り、外照式の照明を設置する。 敷地内で道路方向に直角に配置する。
	I.C.周辺地区	壁面広告	<ul style="list-style-type: none"> 最小限の掲出とし、一壁面2個までとする。 3階以上に設置する場合は、名称サインのみとする。 建物の色彩との調和を図るとともに、高彩度色は2色以下、かつアクセントとしてのみ使用する。
		突出広告	<ul style="list-style-type: none"> 建物端部に1個のみ掲出可能とする。 歩行者向けの広告は2階以下に設置する。
		建植広告等	<ul style="list-style-type: none"> 高さは5メートルを標準とする。 案内誘導広告が複数掲出される場合は集合化を図る。
	商業地区	屋上広告	<ul style="list-style-type: none"> 塔状の広告は避け、横型のものとする。 建物の平均階高を超えない高さ、または高さ5メートル以下とする。 文字・絵は表示面積の2分の1以下とする。 建物の色彩との調和を図るとともに、地色に高彩度色は用いない。
		壁面広告	<ul style="list-style-type: none"> 一壁面に3個以下とする。 2階以上の窓面利用の広告は掲出しない。 1個あたりの面積は、4平方メートル以下とする。
		突出広告	<ul style="list-style-type: none"> 建物端部に1個のみ掲出可能とする。 歩行者向けの広告は2階以下に設置する。 商店街として、規格をそろえ、統一化を図る。 統一看板には照明を設置する。
		建植広告等	<ul style="list-style-type: none"> 1個以下とする。 高さは5メートルを標準とする。

インターチェンジ周辺地区広告景観モデル地区の指定区域



問い合わせ先
 〒671-2593
 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6
 宍粟市役所 建設部 都市整備課
 TEL 0790-63-3000(代表)
 FAX 0790-62-9939

<兵庫県屋外広告物の規制内容（兵庫県屋外広告物条例しおり抜粋）>

屋外広告物の規制

屋外広告物を表示・設置する際の規制として、次の3つの原則があります。

1 地域種別に応じた規制

兵庫県の条例が適用される区域は、「許可地域等」と「禁止地域等」のいずれかに区分されています。「許可地域等」では、許可を受けた屋外広告物の表示・設置が可能ですが、「禁止地域等」では、原則として屋外広告物の表示・設置が禁止されています。

ただし、「許可地域等」でも、知事が指定する区域（特定区域）では、一部の屋外広告物の表示・設置が禁止されています。

また、「禁止地域等」でも自家用広告物などは、地域の特性に応じて設定された基準に従うことで、表示・設置が可能です。

2 物件に応じた規制

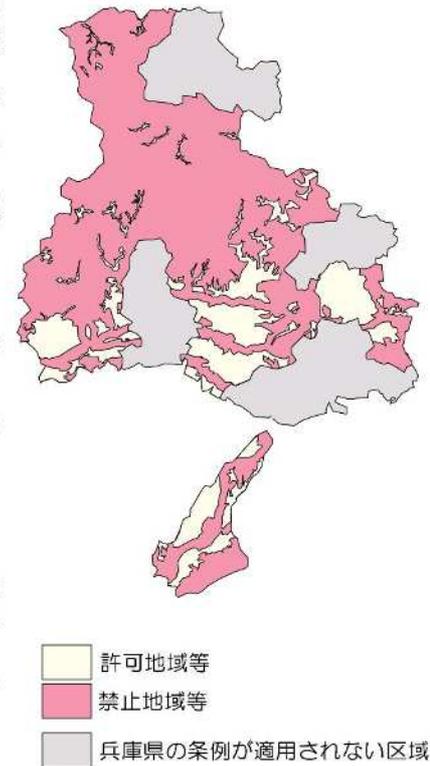
地域種別に応じた規制に関わらず、景観への配慮や公衆に対する危害防止の観点から、景観上重要な建物・樹木、信号機・道路標識などを「禁止物件」に指定し、これら物件に屋外広告物を表示・設置することを禁止しています。

3 適用除外広告物

地域種別に応じた規制や物件に応じた規制に関わらず、社会生活上必要な広告物として、自家用広告物、案内誘導広告物、管理用広告物などは、「適用除外広告物」として規制の全部又は一部の適用が除外され、設定された基準に従うことで、表示・設置が可能です。

※許可を受けることで、表示・設置できるものを含みます。

<地域種別のイメージ図>



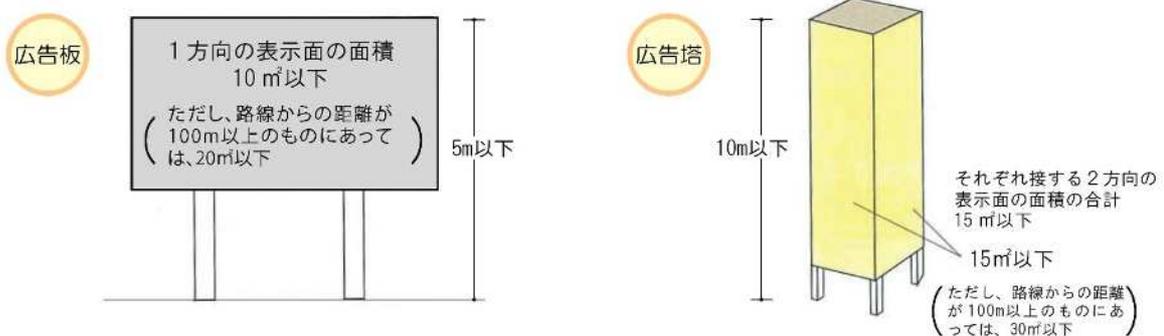
規制が
緩い

規制が
厳しい

許可地域等	許可地域等における許可の基準に適合させ、許可を受けることで表示・設置できます。許可地域等の一部は、「特定区域」に指定されています。	
	特定区域	以下の点において、許可地域等より厳しい規制が適用されます。 <ul style="list-style-type: none"> 野立広告物（自己の事業地外の単なる商業広告）の禁止 案内図や案内誘導などの広告物に対する表示・設置の基準を強化
禁止地域等	次のもののみ表示・設置が可能 <ul style="list-style-type: none"> 自家用広告物 管理用広告物 道標・案内図板等 案内誘導広告物 電車・自動車に表示するもの 	第3種 <自家用広告物の上乗せ基準（抜粋）> ・表示面積の合計30㎡以下、数量5以下 など
	第1種～第3種の区分に応じた 総量規制や色彩規制に適合させ、 許可を受けることで表示・設置で きます。	第2種 <自家用広告物の上乗せ基準（抜粋）> ・表示面積の合計20㎡以下、数量4以下 ・屋上設置の原則禁止 など
		第1種 <自家用広告物の上乗せ基準（抜粋）> ・表示面積の合計10㎡以下、数量3以下 ・屋上設置、壁面突出の禁止 など

自己敷地外に建植える一般的なもの（野立広告物）

区 分	許 可 地 域 等
表示面積	①広告板 1方向の表示面の面積10㎡以下（路端距離100m以上のものは20㎡以下） 表示面積20㎡以下（路端距離100m以上のものは40㎡以下） ②広告塔 それぞれ接する2方向の表示面の面積の合計15㎡以下（路端距離100m以上のものは30㎡以下） 表示面積30㎡以下（路端距離100m以上のものは60㎡以下）
地上からの高さ	①広告板 5m以下 ②広告塔 10m以下
相互距離	5m以上（路端距離100m以上のものは100m以上）
表示・設置場所	○特定区域での表示・設置禁止 ○交通信号機・踏切からの距離5m以上
色 彩	彩度10以上の色数は2色以下
その他の表示方法	ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止



自己敷地外に建植える案内誘導のためのもの（案内誘導広告物）

区 分	特 定 区 域	そ の 他
1方向の表示面の面積 (広告塔はそれぞれ接する2方向の表示面の面積の合計)	○2㎡以下（集合案内誘導広告物以外） ○集合案内誘導広告物にあっては、1方向の表示面の面積の合計8㎡以下、1の施設等への案内誘導に係るものの1方向の表示面の面積1㎡以下	5に定める基準に適合していること ※野立広告物の基準に適合していること
横の長さ	2m以下	
地上からの高さ	3m以下（土地の状況等により、市町長が特にやむを得ないと認める場合又は集合案内誘導広告物にあっては5m以下）	
誘導距離	案内誘導しようとする施設等から10km以内	
相互距離	5m以上	
表示・設置場所	交通信号機・踏切からの距離5m以上	
色 彩	○彩度10以上の色数は2色以下 ○彩度10以上を使用する地色部分の表示面の面積に対する割合が1/2以下（色数が2色以下の場合を除く）	
その他の表示方法	○名称、事業内容、方向、距離等案内誘導のために必要な最小限の事項を表示すること ○方向、距離等の誘導に係る表示部分の表示面の面積に対する割合1/4以上 ○ネオンサイン等の使用・光源の点滅の禁止 ○集合案内誘導広告物にあっては、形状、面積、材料、色彩、意匠等を原則として統一すること	